

## (5) 地盤の状況

計画地及びその周辺における水準点（水準基標）の位置は図 2.1-21 に、水準点の令和元年度～令和 5 年度の標高及び年間地盤変動量の調査結果は、表 2.1-21 に示すとおりである。

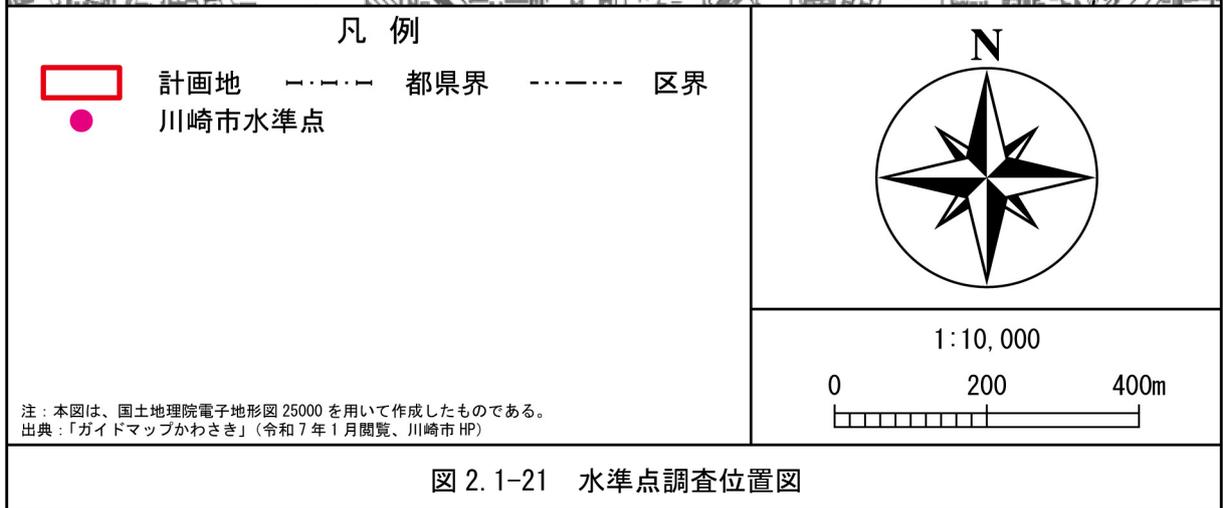
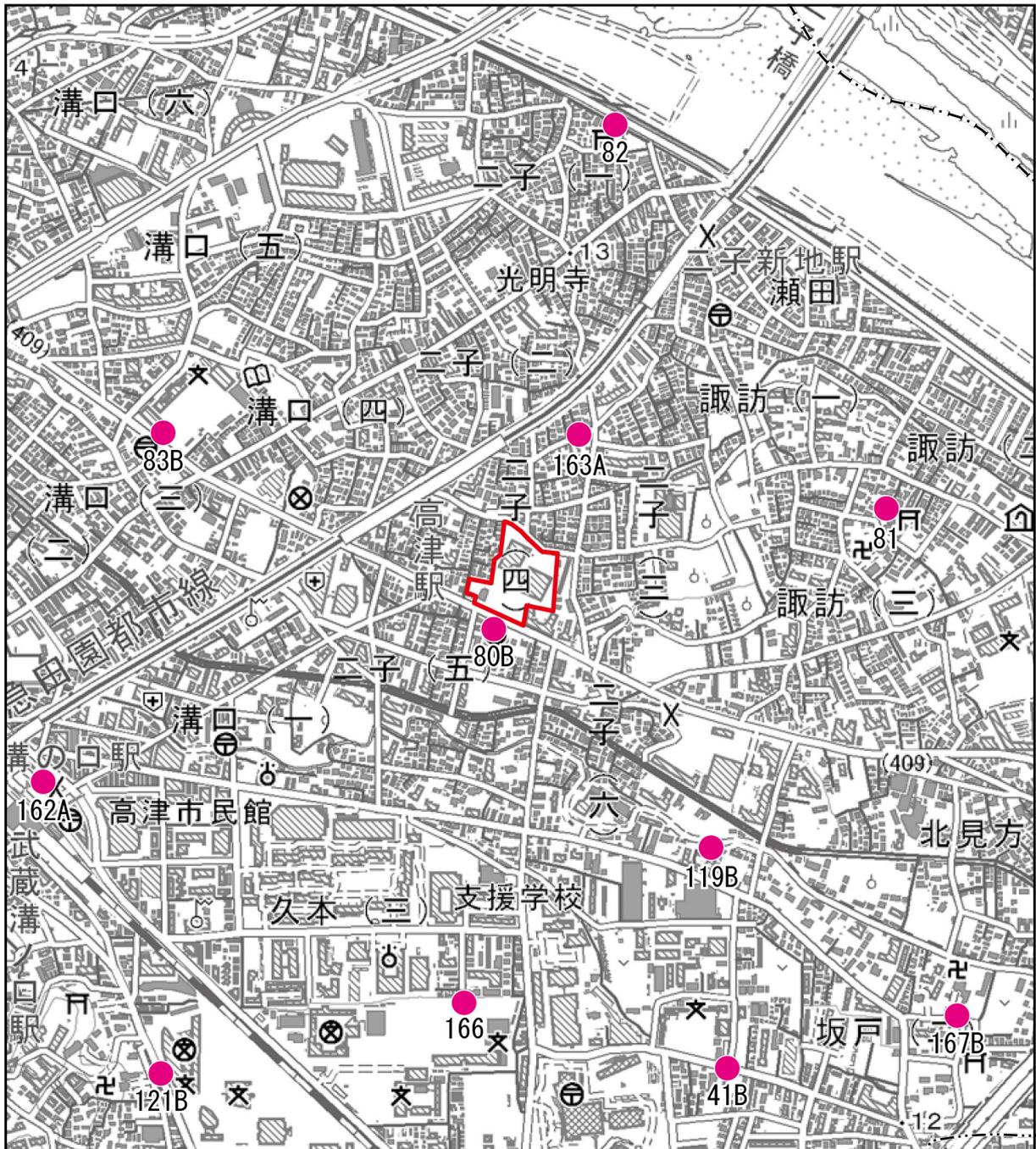
近年 5 年間の年間地盤変動量は $-6.8 \sim +6.5\text{mm}$  であり、いずれも川崎市の監視目安である年間 20mm 以上の沈下は生じていない。

表 2.1-21 標高及び年間地盤変動量調査結果

水準点 番号	所在地	項目	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
41B	高津区坂戸 1-18-1	標高(m)	12.5291	12.5241	12.5211	12.5237	12.5204
		変動量(mm)	6.4	-5.0	-3.0	2.6	-3.3
80B	高津区二子 5-14-5	標高(m)	13.988	不測	不測	不測	不測
		変動量(mm)	5.5	-	-	-	-
81	高津区諏訪 3-16-48	標高(m)	13.1638	13.158	13.1576	13.1602	13.1571
		変動量(mm)	5.9	-5.8	-0.4	2.6	-3.1
82	高津区二子 1-4-1	標高(m)	13.0315	13.0265	13.0264	13.0294	13.0265
		変動量(mm)	4.6	-5.0	-0.1	3.0	-2.9
83B	高津区溝口 4-19-1	標高(m)	14.3356	14.3305	14.3326	14.3353	14.332
		変動量(mm)	5.5	-5.1	2.1	2.7	-3.3
119B	高津区坂戸 1-11-1	標高(m)	11.6462	11.6394	11.637	不測	不測
		変動量(mm)	5.9	-6.8	-2.4	-	-
121B	高津区久本 2-3-1	標高(m)	13.8396	13.8346	13.8339	13.8363	13.8325
		変動量(mm)	6.3	-5.0	-0.7	2.4	-3.8
162A	高津区溝口 1-2-2 先	標高(m)	13.9494	13.9433	13.9431	13.9455	13.9416
		変動量(mm)	6.1	-6.1	-0.2	2.4	-3.9
163A	高津区二子 4-18-1	標高(m)	13.3453	13.3394	13.3387	13.3429	13.3407
		変動量(mm)	6.1	-5.9	-0.7	4.2	-2.2
166	高津区久本 3-11-2	標高(m)	12.7815	不測	不測	不測	不測
		変動量(mm)	6.0	-	-	-	-
167B	高津区坂戸 2-14-38	標高(m)	11.889	11.8851	11.8819	11.885	11.8833
		変動量(mm)	6.5	-3.9	-3.2	3.1	-1.7

注：水準点番号は、図 2.1-21 に対応している。

出典：「地盤情報 市内の標高」（令和 6 年 4 月 26 日更新、川崎市 HP）



## (6) 土壌汚染の状況

土壌汚染対策法の要措置区域は、計画地が位置する高津区には存在しない。計画地周辺の町丁（図 2.1-9 参照）にある形質変更時要届出区域は表 2.1-22 に示すとおりである。

「令和 5(2023)年度 大気・水環境対策の取組」（令和 6 年 3 月発行閲覧、川崎市 HP）によると、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく土壌調査等の結果の公表状況において、令和 4 年度において汚染が判明した箇所は、川崎市全体で 26 件、計画地が位置する高津区では 0 件であった。

計画地は、昭和 41 年頃から昭和 51 年頃まで工場が立地していた。工場は超硬工具の製造（ドリルの刃等の原料を入荷、溶解、成型、加工を経て出荷）を行っていたが、特定有害物質を含む製品・原料などを取り扱っていたという情報はなく、土壌汚染が存在する可能性は小さい。

表 2.1-22 計画地周辺の町丁における土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

自治体 指定番号	指定年月日	区域の所在地 (地番表示)	面積 (m <sup>2</sup> )	指定基準に適合しない 特定有害物質	地下水汚染 の有無
指-35 号	平成 25 年 4 月 22 日	高津区坂戸 1 丁目 165 番 1、178 番 1、 178 番 2、190 番、 191 番、191 番 2、 192 番、193 番、194 番、195 番 1、201 番、201 番 2 の一部	3571.5	1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン トリクロロエチレン 六価クロム化合物 シアン化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	不明

出典：「区域の指定」（令和 7 年 1 月 15 日現在、川崎市 HP）

## (7) 騒音の状況

川崎市における「騒音規制法」に基づく工場・事業場、特定施設の届出状況は、表 2.1-23 に示すとおりである。

計画地が位置する高津区では、特定施設を設置している工場・事業場数は 231、特定施設数は 1,197 であり、このうち空気圧縮機及び送風機が最も多い。

計画地は、現在、東側は事業所跡地で西側はレジュー施設等が立地しており、著しい騒音の発生はないが、計画地南側に隣接する一般国道 409 号を走行する自動車の道路交通騒音等が存在する。

また、川崎市では道路交通騒音及び鉄道騒音の実態調査を実施しており、道路交通騒音においては、計画地周辺では表 2.1-24 及び図 2.1-22 に示すとおり実施されており一般国道 246 号の道路端などで環境基準を達成していない。

鉄道騒音においては、計画地周辺では表 2.1-25 及び図 2.1-22 に示すとおり実施されているが新幹線鉄道騒音ではないため、環境基準は設定されていない。

表 2.1-23 「騒音規制法」に基づく工場・事業場、特定施設の届出状況  
(令和 5 年 3 月 31 日現在)

地区名称		高津区	川崎市合計
工場・事業場		231	1,225
特定施設	金属加工機械	204	1,066
	空気圧縮機及び送風機	778	7,237
	土石用破碎機等	7	35
	建設用資材製造機械	11	19
	木材加工機器	8	82
	印刷機械	42	207
	合成樹脂用射出成形機	147	506
合計	1,197	9,152	

出典：「令和 5(2023)年度 大気・水環境対策の取組」(令和 6 年 3 月発行、川崎市 HP)

表 2.1-24 川崎市内の計画地周辺における道路交通騒音調査結果

図中 番号	調査 年度	道路名称	測定地点	道路端の 用途地域	測定結果 (デシベル)				
					道路端		距離 (m)	背後地	
					測定結果 (環境基準値)			測定結果 (環境基準値)	
					昼間	夜間		昼間	夜間
①	令和 4	一般国道 246 号	川崎市高津区溝口 6-9 付近	準工業地域	75 (70)	75 (65)	50	53 (65)	50 (60)
②	令和 4	一般国道 246 号	川崎市高津区下作延 4-24 付近	準住居地域	74 (70)	74 (65)	60	52 (65)	50 (60)
③	令和 4	一般国道 246 号	川崎市高津区二子 1-4 付近	近隣商業地 域	63 (70)	61 (65)	50	51 (65)	49 (60)
④	令和 4	一般国道 409 号	川崎市高津区溝口 3 付近	準住居地域	67 (70)	64 (65)	50	50 (65)	47 (60)
⑤	令和 4	川崎市道二 子千年線	川崎市高津区坂戸 2- 19 付近	第一種住居 地域	67 (70)	63 (65)	50	52 (65)	45 (60)
⑥	令和 4	川崎市道二 子千年線	川崎市高津区新作 5-1 付近	準住居地域	66 (70)	60 (65)	50	52 (65)	47 (60)
⑦	令和 4	一般国道 246 号	川崎市高津区溝口 5- 15-7(高津区道路交通 センター)	準工業地域	74 (70)	75 (65)	—	—	—
⑧	令和 3	川崎府中線	高津区久地 1-7 付近	準住居地域	69 (70)	66 (65)	46	50 (65)	46 (60)
⑨	令和元	鶴見溝口線	川崎市高津区末長 3- 24-4 付近	近隣商業地 域	64 (70)	60 (65)	49.9	55 (65)	45 (60)
⑩	平成 30	鶴見溝口線	川崎市高津区溝口 3 丁目 13-3 付近	商業地域	68 (70)	65 (65)	55.4	56 (65)	46 (60)

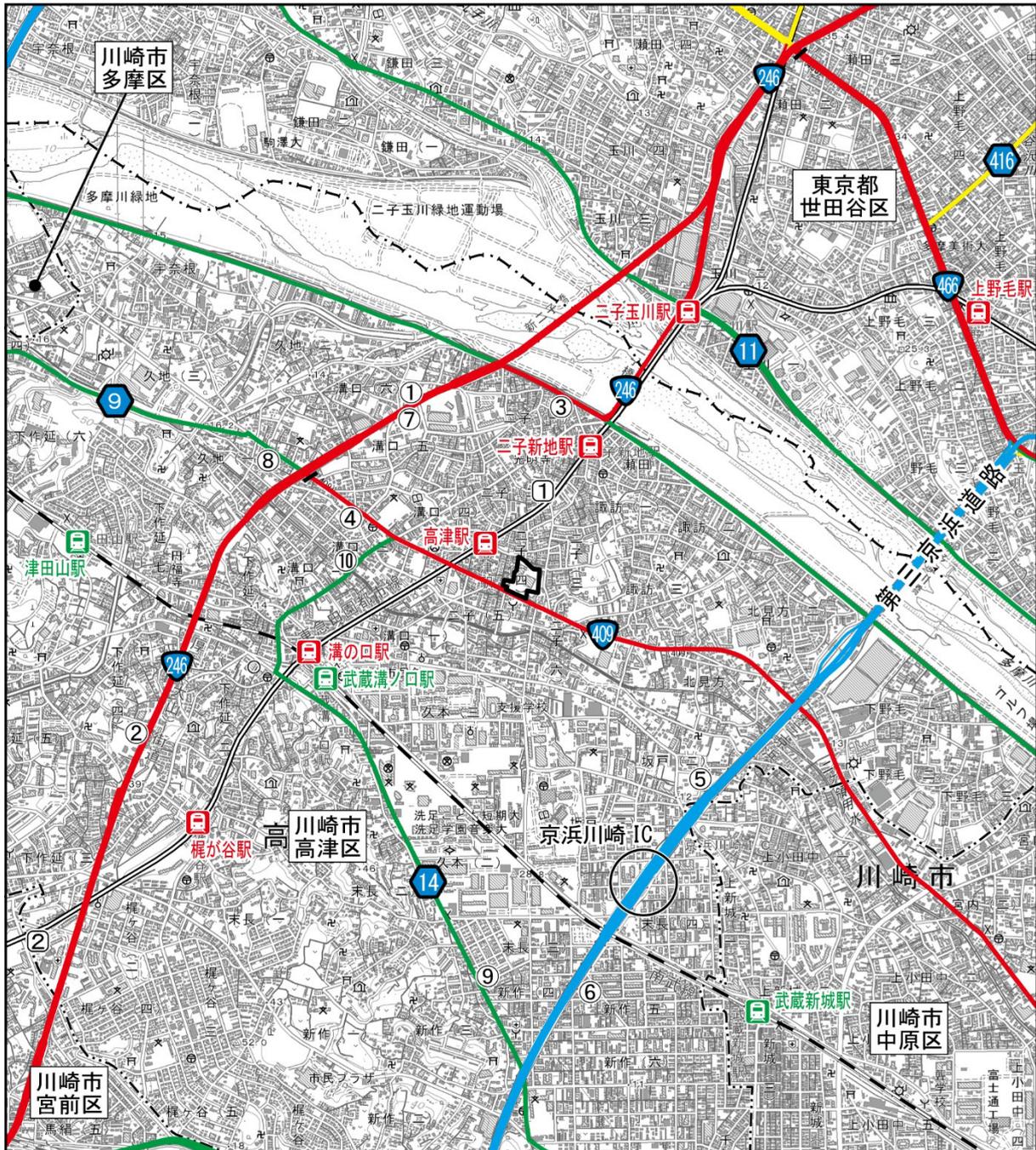
注：1. 図中番号は、図 2.1-22 に対応している。  
 注：2. 背後地：道路に直接面していない 2 列目以降の住居等の位置する場所。  
 注：3. 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から翌日午前 6 時まで。  
 注：4. 網掛け箇所は環境基準値超過を示す。

出典：「令和 5(2023)年度 大気・水環境対策の取組」(令和 6 年 3 月発行、川崎市 HP)  
 「令和 4(2022)年度 環境局事業概要 (公害編)」(令和 5 年 3 月発行、川崎市 HP)  
 「令和 2(2020)年度 環境局事業概要 (公害編)」(令和 3 年 3 月発行、川崎市 HP)  
 「令和元年度 環境局事業概要 (公害編)」(令和 2 年 2 月発行、川崎市 HP)

表 2.1-25 川崎市内の計画地周辺における鉄道騒音調査結果

図中 番号	調査 年度	鉄道会社 名	路線名	測定地点	用途地域	騒音		
						騒音レベル(dB)		環境 基準
						最大騒音レ ベルパワー 平均	等価騒音レ ベル	
①	令和 2	東急電鉄 株式会社	東急田園都市線・ 東急大井町線	川崎市高津区 二子 2-9-51	第一種 住居地域	67	57(昼間) 52(夜間)	—
②	令和 元	東急電鉄 株式会社	東急田園都市線	川崎市高津区梶 ヶ谷 1-4-1 付近	第二種 住居地域	80	68(昼間) 64(夜間)	—

注：1. 図中番号は、図 2.1-22 に対応している。  
 注：2. 最大騒音レベルパワー平均は、測定開始から 20 本のうち最大値の大きさが上位半数のパワー平均。  
 出典：「令和 3(2021)年度 環境局事業概要 (公害編)」(令和 4 年 2 月発行、川崎市 HP)  
 「令和 2(2020)年度 環境局事業概要 (公害編)」(令和 3 年 3 月発行、川崎市 HP)

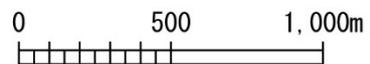


凡例

- 計画地
- 都県界
- 区界
- JR南武線
- 東急田園都市線・大井町線
- 第三京浜道路・東名高速道路
- No 一般国道
- No 都道・県道・川崎市道 (主要地方道)
- No 都道・県道 (一般都道・一般県道)
- ①~⑩ 川崎市における道路交通騒音・振動調査地点
- ①~② 川崎市における鉄道騒音・振動調査地点



1:25,000



注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。  
 出典：「令和 5 (2023) 年度 大気・水環境対策の取組」(令和 6 年 3 月発行、川崎市 HP)  
 「令和 4 (2022) 年度 環境局事業概要 (公害編)」(令和 5 年 3 月発行、川崎市 HP)  
 「令和 3 (2021) 年度 環境局事業概要 (公害編)」(令和 4 年 2 月発行、川崎市 HP)  
 「令和 2 (2020) 年度 環境局事業概要 (公害編)」(令和 3 年 3 月発行、川崎市 HP)  
 「令和元年度 環境局事業概要 (公害編)」(令和 2 年 2 月発行、川崎市 HP)

図 2.1-22 道路交通及び鉄道騒音・振動調査地点

## (8) 振動の状況

川崎市における「振動規制法」に基づく工場・事業場、特定施設の届出状況は、表 2.1-26 に示すとおりである。

計画地が位置する高津区では、特定施設を設置している工場・事業場数は 146、特定施設数は 666 であり、このうち金属加工機械が最も多い。

計画地は、現在、東側は事業所跡地で西側はレジャー施設等が立地しており、著しい振動の発生はないが、計画地南側に隣接する一般国道 409 号を走行する自動車の道路交通振動等が存在する。

また、川崎市では道路交通振動及び鉄道振動の実態調査を実施しており、道路交通振動においては、計画地周辺では、表 2.1-27 及び図 2.1-22 に示すとおり、令和 4 年度に一般国道 246 号において道路交通振動について実施されており、要請限度を満足している。

鉄道振動においては、計画地周辺では表 2.1-28 及び図 2.1-22 に示すとおり実施されているが新幹線鉄道振動ではないため、指針値は設定されていない。

表 2.1-26 「振動規制法」に基づく工場・事業場、特定施設の届出状況  
(令和 5 年 3 月 31 日現在)

地区名称		高津区	川崎市合計
工場・事業場		146	624
特定施設	金属加工機械	375	1,540
	圧縮機	129	759
	土石用破碎機等	6	24
	木材加工機器	0	2
	印刷機械	27	101
	ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0	1
	合成樹脂用射出成形機	125	341
	合計	666	2,768

出典：「令和 5(2023)年度 大気・水環境対策の取組」(令和 6 年 3 月発行、川崎市 HP)

表 2.1-27 川崎市内の計画地周辺における道路交通振動調査結果

図中 番号	調査年度	道路名称	測定地点	道路端の 用途地域	測定結果 (デシベル)		要請限度値 (デシベル)	
					昼間	夜間	昼間	夜間
⑦	令和 4 年度	一般国道 246 号	川崎市高津区溝口 5-15-7 (高津区道路交通センター)	準工業 地域	50	50	70	65

注：1. 図中番号は、図 2.1-22 に対応している。

注：2. 昼間：午前 8 時から午後 7 時まで 夜間：午後 7 時から翌日午前 8 時まで。

出典：「令和 5(2023)年度 大気・水環境対策の取組」(令和 6 年 3 月発行、川崎市 HP)

表 2.1-28 川崎市内の計画地周辺における鉄道振動調査結果

図中 番号	調査 年度	鉄道会社名	路線名	測定地点	用途地域	振動	
						振動レベル(dB)	指針値
①	令和2	東急電鉄株式会社	東急田園都市線・ 東急大井町線	川崎市高津区 二子 2-9-51	第一種 住居地域	51	—
②	令和 元	東急電鉄株式会社	東急田園都市線	川崎市高津区 梶ヶ谷 1-4-1 付近	第二種 住居地域	56	—

注：1. 図中番号は、図 2.1-19 に対応している。

注：2. 振動レベルは、測定開始から 20 本のうち最大値の大きさが上位半数のものの算術平均。

出典：「令和3(2021)年度 環境局事業概要（公害編）」（令和4年2月発行、川崎市 HP）

「令和2(2020)年度 環境局事業概要（公害編）」（令和3年3月発行、川崎市 HP）

### (9) 低周波音の状況

計画地内には著しい低周波音の発生源となるような工場・事業場は存在していない。

## 2.1.11 法令等の状況

### (1) 関連する法令等

本事業に関連する環境の法令、条例、要綱、計画等は、表 2.1-29 に示すとおりである。

表 2.1-29(1) 本事業に関連する法令等一覧

区分		名称	備考	
環境 関連	環境全般	環境基本法	平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号	
		第六次環境基本計画	令和 6 年 5 月 21 日閣議決定	
		川崎市環境基本条例	平成 3 年 12 月 25 日条例第 28 号	
		川崎市環境基本計画	令和 3 年 2 月改定	
	環境影響評価	川崎市環境影響評価に関する条例	平成 11 年 12 月 24 日条例第 48 号	
		地域環境管理計画	令和 3 年 3 月改定	
		川崎市環境影響評価等技術指針	令和 3 年 3 月改訂	
	温室効果ガス	地球温暖化対策の推進に関する法律	平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号	
		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	平成 27 年 7 月 8 日法律第 53 号	
		エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号	
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	平成 13 年 6 月 22 日法律第 64 号	
		川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例	平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号	
		川崎市地球温暖化対策推進基本計画	令和 4 年 3 月改定	
	公害 防止 等生 活環 境の 保全	全般	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	平成 11 年 12 月 24 日条例第 50 号
			川崎市大気・水環境計画	令和 4 年 3 月策定
		大気汚染	大気汚染防止法	昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号
		悪臭	悪臭防止法	昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号
		水質汚濁	水質汚濁防止法	昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号
			下水道法	昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号
		地盤沈下	工業用水法	昭和 31 年 6 月 11 日法律第 146 号
		土壌汚染	土壌汚染対策法	平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号
	騒音	騒音規制法	昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号	
	振動	振動規制法	昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号	
	緑の保全・回復・ 育成	川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	平成 11 年 12 月 24 日条例第 49 号	
		川崎市緑化指針	令和 4 年 2 月 28 日一部改正	
		川崎市緑の基本計画	平成 30 年 3 月改定	
	廃棄物等	循環型社会形成推進基本法	平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律		昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号		
川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例		平成 4 年 12 月 24 日条例第 51 号		
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律		平成 7 年 6 月 16 日法律第 112 号		
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律		平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号		
宅地造成及び特定盛土等規制法		昭和 36 年法律第 191 号		
建設廃棄物処理指針		平成 23 年 3 月 30 日環廃産第 110329004 号		
建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省要綱）		平成 14 年 5 月 30 日改正		
資源の有効な利用の促進に関する法律		平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号		
川崎市一般廃棄物処理基本計画		平成 28 年 3 月策定		
廃棄物保管施設設置基準要綱（川崎市要綱）		平成 6 年 4 月 1 日改正		
産業廃棄物適正処理の手引き（排出事業者用）（川崎市）		令和 5 年 3 月改定		
神奈川県土砂の適正処理に関する条例		平成 11 年 3 月 16 日条例第 3 号		

表 2.1-29(2) 本事業に関連する法令等一覧

区分	名称	備考
景 観	景観法	平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号
	都市緑地法	昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号
	屋外広告物法	昭和 24 年 6 月 3 日法律第 189 号
	川崎市屋外広告物条例	昭和 46 年 12 月 24 日条例第 77 号
	川崎市都市景観条例	平成 6 年 12 月 26 日条例第 38 号
	川崎市景観計画	平成 30 年 12 月改定
対象事業関連	都市計画法	昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号
	建築基準法	昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号
	川崎市建築基準条例	昭和 35 年 9 月 9 日条例第 20 号
	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例	平成 7 年 12 月 26 日条例第 48 号
	川崎市総合計画	令和 4 年 3 月改定
	川崎市都市計画マスタープラン全体構想	平成 29 年 3 月改定
	川崎市都市計画マスタープラン高津区構想	令和 2 年 12 月改定

## (2) 関連する計画等

### ① 「川崎市総合計画 第3期実施計画」(令和4年3月、川崎市)

「川崎市総合計画」は、「安心のふるさとづくり(成熟)」と「力強い産業都市づくり(成長)」の調和により、市政をバランスよく進めるために策定され、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現をめざしている。

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造としており、「成長」と「成熟」のまちづくりに向けて、効果的な取組の考え方を明らかにする「かわさき10年戦略」を設定し、戦略的にまちづくりを進めている。

「基本構想」は、今後30年程度を展望し、川崎市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、5つの基本政策を定めており、「基本計画」は、今後概ね10年間を対象として、「基本構想」に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、23の政策及び、その方向性を明らかにしており、第3期実施計画の計画期間は令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4か年としている。

また、区計画として、計画地が位置する高津区はまちづくりの方向性として「歴史と進歩が調和した、心豊かに安心して暮らせるまち」を掲げ、計画期間の主な取組状況として、以下の事項を推進している。

- ・地域資源を活用した魅力あるまちづくりの推進
- ・多様な主体との連携による地域コミュニティ活性化の推進
- ・総合的な子ども・子育て支援の推進
- ・すこやか・支え合いのまちづくりの推進
- ・安全・安心で住みよいまちづくりの推進

## ② 「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」（平成29年3月、川崎市）

川崎市の都市計画に関する基本的な方針として定められた都市計画マスタープランは、平成19年3月に策定されたが、平成28年3月には上位計画となる「川崎市総合計画」が策定されるなど都市計画を取り巻く環境の変化等に対応するため、都市計画マスタープランを平成29年3月30日付けで改定した。

川崎市の都市計画マスタープランは、「全体構想」、「区別構想」及び「まちづくり推進地域別構想」の3層から構成されており、全体構想は、「川崎市総合計画」に即して「都市づくりの基本理念」を定めるとともに、「分野別の基本方針」や「生活行動圏別の沿線まちづくりの考え方」を併せて定めており、目標期間は、おおむね30年後の将来の都市像（市街地像）を展望し、都市計画の基本的目標・基本的方向を定めている。

## ③ 「川崎市都市計画マスタープラン高津区構想」（令和2年12月、川崎市）

川崎市では、都市計画マスタープラン高津区構想を平成19年3月に策定したが、策定から約10年が経過し、この間に都市計画を取り巻く環境に変化が生じていること、また、上位計画である「川崎市総合計画」や「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」などの策定・改定が進んでいることから、令和2年12月に改定を行った。

高津区構想では、「歩きたくなる高津 ～歴史・文化・水と緑がキラリと輝く持続可能なまち～」をめざす都市像とし、都市づくりの基本的方向として、下記の6つを定めている。

- 1 市民の視点、生活者の視点に立った、歩いて暮らせるまちをめざします
- 2 起伏ある地形を活かしたまちを育みます
- 3 生活の場と働く場の調和が取れた、ものづくりのまちを育みます
- 4 まちの記憶と歴史を大切にしたいまちを育みます
- 5 地域に根ざした文化が街かどに花開くまちを育みます
- 6 いきいきとしたコミュニティを育みます

## 2.2 計画地及びその周辺地域の環境の特性

### 2.2.1 立地特性

計画地のある川崎市高津区は、多摩丘陵の緑と多摩川の水辺など豊かな自然に恵まれたまちであり、多摩川や二ヶ領用水に形づくられた平坦地と、多摩丘陵の一角を形成する丘陵地、さらに、それらをつなぐ多摩川崖線の斜面緑地によって区域が構成され、起伏ある地形が特徴となっている。

計画地は、北西側に東急田園都市線・東急大井町線が、南西側に JR 南武線が整備されており、最寄り駅は計画地北西側約 200m に、東急田園都市線の高津駅がある。

計画地周辺は、主な道路網として計画地の南側に隣接して一般国道 409 号が、南東側約 1,000m に第三京浜道路が通っている。

計画地の現況は、東側は事業所跡地で西側はレジャー施設等であり、計画地周辺には住居が分布している。

### 2.2.2 環境の特性

前述の計画地及びその周辺地域の概況及び環境の特性を踏まえ、地域環境管理計画の大項目に沿って環境の特性を以下のとおり整理する。

#### (1) 地球環境

計画地は、現在、東側は事業所跡地で西側はレジャー施設等が立地しており、温室効果ガスの著しい発生源はない。

#### (2) 大気

計画地内には著しい大気汚染物質の発生源となる事業所は存在していない。計画地周辺の主な発生源としては、道路を走行する自動車の排ガスがある。

計画地及びその周辺では、一般局である高津測定局、自排局である二子測定局の 2 箇所測定が行われており、令和 5 年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに環境基準を達成している。また、過去 5 年間の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の推移は、横ばい傾向にある。

また、計画地は、現在、東側は事業所跡地で西側はレジャー施設等が立地しており、著しい悪臭の発生源となる施設は存在しておらず、計画地周辺にも悪臭を発生させる施設は存在していない。

### (3) 水

計画地北東側に一級河川である多摩川が、計画地南側に普通河川である二ヶ領用水が流れている。

計画地周辺の河川では、周辺の河川 7 地点において水質調査が実施されており、令和 5 年度の調査結果は一部の地点の水素イオン濃度及び大腸菌数を除きすべての地点で環境基準に適合している。

ダイオキシン類に関しては、令和 5 年度に、二ヶ領本川の堰前橋と平瀬川の平瀬橋（人道橋）において調査が行われており、二ヶ領本川の堰前橋は 0.032pg-TEQ/L、平瀬川の平瀬橋（人道橋）は 0.041pg-TEQ/L であり、両地点とも環境基準（1pg-TEQ/L）に適合していた。

地下水に関しては、令和 4 年度に高津区新作において概況調査が、高津区二子、高津区梶ヶ谷（2 地点）において継続監視調査が、高津区北見方地区において市計画調査が行われており、高津区新作において鉛の調査結果が 0.018mg/L であり、環境基準（0.01mg/L 以下）を達成していなかった。

### (4) 地盤

計画地及びその周辺における水準点（水準基標）での近年 5 年間の年間地盤変動量は -6.8～+6.5mm であり、いずれも川崎市の監視目安である年間 20mm 以上の沈下は生じていない。

計画地周辺の地下水位は、計画地の南南東側約 600m の坂戸観測所（高津区坂戸 1-18-1）で観測されており、令和 4 年度の年平均水位（井戸の管頭から水面までの深さ）は -8.48m である。

### (5) 土壌汚染

土壌汚染対策法の要措置区域は、計画地が位置する高津区には存在しない。

計画地は形質変更時要届出区域には指定されていない。

計画地は、昭和 41 年頃から昭和 51 年頃まで工場が立地していた。工場は超硬工具の製造（ドリルの刃等の原料を入荷、溶解、成型、加工を経て出荷）を行っていたが、特定有害物質を含む製品・原料などを取り扱っていたという情報はなく、土壌汚染が存在する可能性は小さい。

### (6) 騒音・振動・低周波音

計画地は、現在、東側は事業所跡地で西側はレジャー施設等が立地しており、著しい騒音・振動・低周波音の発生はないが、計画地南側に隣接する一般国道 409 号を走行する自動車の道路交通騒音・振動等が存在する。

川崎市では道路交通騒音及び鉄道騒音の実態調査を実施しており、計画地周辺では道路交通騒音において一般国道 246 号の道路端などで環境基準を達成していない。

また、川崎市では道路交通振動及び鉄道振動の実態調査を実施しており、計画地周辺では、道路交通振動においては要請限度を満足している。

## (7) 廃棄物等

計画地は、現在、東側は事業所跡地で西側はレジャー施設等が立地しており、レジャー施設で生じる事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の発生がある。

## (8) 水象

計画地北東側に一級河川である多摩川が、計画地南側に普通河川である二ヶ領用水が流れており、二ヶ領用水の上流には、国の登録有形文化財に登録されている「二ヶ領用水久地円筒分水」がある。また、代表的な湧水として計画地南西側に「梶ヶ谷第一公園湧水地」がある。

## (9) 生物

計画地の大部分は準工業地域に指定されている。計画地は、現在、東側は事業所跡地で西側はレジャー施設等が立地しており、計画地及び敷地境界付近には緑地等は無く、動物の主要な生息環境になっていない。

計画地の北東側を流れる多摩川において「河川水辺の国勢調査」が行われており、2014年に新二子橋上流部において行われた植物調査では241種の植物が、2021年に新二子橋において行われた魚類調査では21種の魚類が、2017年に新二子橋において行われた底生動物調査では156種の底生動物が、2013年に行われた鳥類調査では新二子橋周辺（多摩川河口より17km～19km）において30種の鳥類が、2018年に東名高速多摩川橋下流地点において行われた両生類・爬虫類・哺乳類調査では10種の両生類・爬虫類・哺乳類が、2021年に第三京浜下流部において行われた陸上昆虫類等調査では408種の昆虫等が確認された。

また、川崎市内全域を対象とした野生種子植物の生育調査結果（2010年から2015年に実施）では、高津区内において105科の野生種子植物が確認されている。

## (10) 緑

計画地及び敷地境界付近には緑地等は無く、計画地の北側約200mの位置に街区公園の大陸天公園、南側約200mの位置に街区公園の二子塚公園及び南側約250mの位置に緑道である二子坂戸緑道等がある。

## (11) 人と自然とのふれあい活動の場

計画地周辺には、計画地の北側約200mの位置に街区公園の大陸天公園、南側約200mの位置に街区公園の二子塚公園及び南側約250mの位置に緑道である二子坂戸緑道等がある。

## (12) 歴史的文化的遺産

計画地及びその周辺には史跡・名勝・天然記念物は存在しないが、川崎市指定有形文化財として、光明寺（高津区二子1-10-10）の所有している絹本着色 聖徳太子像等がある。

計画地内には周知の埋蔵文化財包蔵地はない。

### (13) 景観

運動公園である多摩川緑地二子地区、多摩川緑地瀬田地区及び多摩川緑地諏訪地区は川崎市景観資源に指定されている。また、計画地の北側約 200m の位置に街区公園である大陸天公園のイチョウがある。

また、運動公園である多摩川緑地二子地区、多摩川緑地瀬田地区及び多摩川緑地諏訪地区も川崎市景観資源に指定されている。

### (14) 建造物の影響

計画地は、現在、東側は事業所跡地で西側はレジャー施設等が立地しており、局所的に日照障害、テレビ受信障害等の影響がある。

### (15) コミュニティ施設

計画地が位置する高津区二子 4 の人口は 1,809 人、世帯数は 1,173 世帯（令和 6 年 12 月末日現在）であり、令和 2 年以降はほぼ横ばい傾向である。

計画地周辺の福祉施設は南側約 20m に be' be' 保育室が、教育施設は南側約 400m に川崎市立中央支援学校が、西北西側約 500m に川崎市立高津小学校が存在している。

病院は、西側約 200m に帝京大学医学部附属溝口病院が、診療所は西側約 150m に高津駅前クリニックが存在している。

計画地周辺の公園・緑地は、計画地の北側約 200m の位置に街区公園の大陸天公園、南側約 200m の位置に街区公園の二子塚公園などがある。

また、計画地東側約 200m に高津区の施設である高津スポーツセンターがある。

### (16) 地域交通

一般国道 409 号の令和 3 年度の交通量（大型車混入率）は昼間 7,724～11,756 台（14.7～22.1%）、24 時間で 10,041～16,789 台（15.1～21.2%）であった。

第三京浜道路の令和 3 年度の交通量（大型車混入率）は昼間 47,335～57,149 台（13.0～13.7%）、24 時間で 64,469～77,618 台（13.7～14.3%）であった。

平成 22 年度から令和 3 年度にかけての交通量の変化はやや減少傾向であった。

### (17) 地形・地質

計画地内は平地で、標高（T.P.）は約 13～14m 程度である。

計画地及びその周辺の表層地質は、泥を主とする低湿地堆積物である。

### (18) 安全

計画地は、現在、東側は事業所跡地で西側はレジャー施設等が立地しており、高圧ガス、有害化学物質等の取扱いはない。

(空白ページ)